

# 東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産

——羽州大蔵村稻村家を中心にして——

伊豆田忠悦

はしがき

- 一 大蔵村の概観
  - 二 稻村家最盛期の營業形態
  - 三 商人質地主の經營
  - 四 幕末衰退期の經營と農家經濟
  - 五 商品生産の領主的掌握と稻村家の衰退
- あとがき

はしがき

幕末政争の擔手である西南諸藩と東北諸藩の對立をもつて、産業なかんづくその基底をなす農業の生産構造の發展の差にもとづく地域類型の上に位置つけて、より高度の政治史的理解に到達しようとするのが、維新史研究の一つの主要な傾向をなしていると言えるであらう。この場合、大勢においては幕府を中心とする動向に歩をそらえた東北諸藩の基盤は、いわゆる後進

地帯として中央地帯ないしは西南地帯に對する著しい後進性を指摘されるわけであるが、それは一般には次のように理解されている。即ち主穀農業を中心とし、貢租納入と自活を基調とする自給農業地帯であること。そして農奴主地主が未分解のまま、大家族による粗放大經營をいとなむ名子制度の存在地帯であること。したがってこのような地帯の市場參加の形態は、領主の貢納米の商品化と農民の窮迫販賣を基調とするものであること<sup>(1)</sup>などの諸點である。

こうした後進性が、究極において幕末維新の政争における東北諸藩の敗北を決定づける要因であったとする見解に對立するものは、西南・東北のおのその中心とするところは朝廷・幕府と異るとは言え、ともに絶対主義化を志向する封建權力の派閥抗争であるとする見解である<sup>(2)</sup>。ここで問題にしなげばならぬのは、一つは絶対主義成立についての嚴密な政治的經濟的規

定であり、次には先進地帯に比して研究の面でも著しい後進性を指摘しなければならぬ東北地帯の経済的基礎過程の究明である。従来の東北後進地域の研究は、ひとつは史料残存の特殊性に規制された點もあるが、何よりも研究のねらいが古い前段階の遺制をもとめるきらいが強かったため、ことさら山村のことき總べてにおいて従屬的な地域の究明にそそがれ、経済的中心をなした地域の研究が等閑にふされた傾向が強かったことは否めない。後進地帯といえども、必ずしも自給農業のみに終始したのではなく、緩慢ではあるがしだいに特産物を中心とする商品生産も展開し、幕末期には商品流通をめぐって領主権力・都市特權商人と對抗する農村商人の動きも活潑化し、寄生地主への胎動も濃厚に萌しはじめているのであり、それら經濟過程の正當な評價の上に幕末政争は考察されなければならないであろう。さればといつて後進地帯の商品生産を過當に引上げようとするものではないが、特産物を中心とする生産構造の位置が見落されているのではないかと思うのである。<sup>(4)</sup>

ここにとりあげた羽州村山郡即ち今日の山形縣村山四郡に屬する地帯は、江戸中期以降青葙と紅花を二大國產とした主要生産地帯であり、はやく古島氏によって荏粕・燒酎粕・糠等の購入肥料による紅花生産地帯として、自給農業地帯における新し

(1) 自作・小作地別反別比較表

郡名	自作耕地	小作耕地	自作地に小作地に対する%
村山四郡	19654.5	19045.0	96.9
村山三郡	14689.0	17350.4	118.1
最上郡	7988.5	1434.2	18.0
庄内三郡	24210.9	15578.7	64.4
置賜三郡	22501.7	6321.6	28.1

山形統計書(明治17年)。村山三郡は東北の三郡で、南村山郡をのぞく。

などの原料となったものであり、置賜盆地から村山地帯にかけては會津方面とともにその主要な生産地帯であつた。<sup>(9)</sup> 江戸中期以降これらの商品生産の急速な上昇とともに、各地に有力な方荷主(買次問屋)の成長

い動きとして注目されている。<sup>(5)</sup> また紅花生産をめぐる流通過程の對抗にすぐれた分折を加えたものに安孫子氏の「江戸中期における商品流通をめぐる對抗」がある。紅花は藍とともに化學染料輸入以前の主要染料材として京都が最大の消費地であり、また江戸においては主に顔料に製されたものであるが、この村山地帯は最も品質が良いとされた「最上紅花」の産出地帯である。<sup>(7)</sup> また青葙は中世以來大衆的な衣服原料であつたが、江戸時代になつて小千谷・十日町等の越後縮、あるいはその最盛期には四〇萬疋餘にも達した著名な奈良晒、さらには越中の八溝布

發展をもたらし、それがやがてこの地方の地主形成の一般的形態である商人地主を成長せしめる有力な基因となったものである。第一表は、明治一七年における縣内自作地・小作地別の比較であるが、村山地帯が歴史的に地主の發達をみているのはこれら青芋・紅花、さらに幕末から明治に入つては絹糸を主とした商品生産の發展に關連するものとみられる。

本稿は、買次問屋としてこれらの商品を集荷し、上方市場の荷受問屋に販賣を委託する在方荷主のうち、その最盛期においてはこの地方の最も有力な豪農問屋であつた大蔵村(現山野邊町大字大蔵)稲村家の主として商業經營の形態を考察することにより、この地方の商品生産の展開と商品流通形態およびそれによる農民經濟の變質過程を究明することにある。こうした豪農問屋資本は、幕末期になると領主權力と共生關係を結び、一層有利な發展を約束されるのが一般であるが、この稲村家の場合は村山地帯の特殊な領有關係から領主權力との對抗に敗退し、順調な地主制へのコースを有利に展開し得なかつた挫折の例となるものである。しかしここに、容易に領主的商品經濟に繰込まれる商品生産の未成熟さと、流通過程の脆弱さが露呈されることとなり、却つて商品生産の實態をとらえる積極的な一視點となりうるであらう。

(1) 堀江英一「封建社會における資本の存在形態」。同「明治維新の社會構造」。古島敏雄「近世における商業的農業の展開」。藤田五郎「封建社會の展開過程」。

(2) 遠藤進之助「戊辰東北戰爭の分析」(『東北史の新研究』所收)。大石慎三郎「幕末期における寄生地主について」(『社會經濟史學二一』)。幕府および東北諸藩の幕末期の政治的動向を、西南諸藩と同質の絶対主義への傾斜と規定することは多くの疑問がある。「高度の政治的立場」を標榜しつつ、經濟過程を没却しているのではないかと考える。

(3) 半田市太郎「秋田藩における在郷商人の生成と發展」(『歴史七』)。

(4) 山田舜「寄生地主制成立の前提」(『寄生地主制の研究』所收)。領主的貨幣經濟でも農民的貨幣經濟でもない、「特産物を中心とする農民の貨幣經濟」なる範疇を提出し、基本的には近世的共同體の再生産を媒介する社會的分業と同一であるとするが、そこに寄生地主をうみだす近世的分化の進行を認めようとしている。

(5) 古島敏雄前掲書、四五―六頁

(6) 安孫子麟「江戸中期における商品流通をめぐる對抗」(『經濟學三二號』)

(7) 今田信一「最上紅花史料」

(8) 小野晃嗣「三條西家と越後青苧座の活動」(『歴史地理六三ノ二』)。芳賀幸四郎「中世末期における三條西家の經

濟的基盤とその崩壊」(日本學士院紀要一三ノ一)

(9) イ「小千谷縮布史」「十日町織物同業組合史」等によると、その原料は米澤芋・最上芋・會津芋の三者に大別しており、ここにいう最上芋は村山地方の産出である。縮布生産の最盛期には越後全體で三萬貫以上も搬入したと推定されており、明治一六年の購入數量および値段は

	數量	價格
會津芋	1,000貫	3,000円
米澤芋	3,000	6,000
最上芋	8,000	14,000

し次表のようであつた。米澤芋のうち蔵芋は主に奈良に上せたが、商人芋は殆ど越後に販賣された(拙稿「米澤藩における寛政改革」史潮五四號)。

最上芋は江戸中期までは上方市場を主な對象としたが、幕末から明治にかけては奈良晒などの衰微につれて専ら越後に向けられるようになった。

ロ 木村博一「近世における奈良晒の生産販賣組織」(奈良學藝大學紀要第二號)には次のようにある。「原料である青芋は、東北地方特に出羽・最上・米澤から移入され、これに商人芋と、上杉藩の蔵芋の別があつた」。

ハ 「高岡史料」(下卷)によると、文化一〇年の芋糸の出來高一六八〇駄のうち、羽州芋をもつて製した分は八四〇駄でその半ばに當り、地芋は六一〇駄で残りは上州芋であつた。

ニ この地方の青芋生産は、最後まで原料生産にとどまり、一部の麻絞張製造や自家用品を除いては殆ど芋布生産はおこななかつた。山形名産として販賣された麻布は、越後や奈良から逆に仕入れたものである。(山形經濟志料第二集「御行様と山形土産」)。

(10) 及川・柏倉・山崎共編「山形縣農地改革史」。第一表はその一九頁の表を別に地帯別に集計したものである。

### 一 大蔵村の概観

大蔵村は山形市の西方約四里、山形盆地の西邊を限る斷層崖によつてかけ離された、白鷹丘陵中の小盆地に發生した山村である。山道をもつて山野邊・北山・作谷澤等を経て東方に開ける山形盆地へ、また宮宿を経て大谷・左澤等の西方の最上川溪谷地帯へ、および南方の置賜盆地への通路を開いており、その點當時としては白鷹丘陵およびそれととりまく最上川溪谷を中心とする青芋・紅花の主要生産地帯を廣範圍にわたつて掌握するには、最も好都合な位置にあつたといえる。

小盆地の中央部は、周圍の泉から集まる水で灌漑する水田をなし、集落はその周圍の山麓に概ね圓形に分布している。江戸初期の大蔵村の狀況は資料による制約から明らかにしえないが、延享五年以來六五三斗二升という村高は幕末まで固定して

東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産

升七合が貢納米で、残りの一四四石三斗は自家消費となつてい

(3) 産物類別別償額表

類別	價額
米	4116.06
穀	551.67
蔬菜	333.40
特有産物	4064.48
計	9065.61

(明治13年)

たものであり、第三表は明治一三年分を類別に金額で示したものである。米は明治五年の例による、三五九石七斗九升五合のうち二一五石四斗九

(2) 大蔵村産物額

品目	明治5年	明治13年
米	359.797石	434.1石
大麥	20.	4.85
大豆		53.6
小豆	7.5	1.75
蕎麥	21.	9.75
粟	10.	20.53
青苧	5駄	860斤
桑	2000マ	80200
楮	100	1000
繭	200	298
薪	7500	54600
漆	100	

いる。<sup>(1)</sup> それに對する本途免取は一九七石九斗九升五合で、この低率さは「當村は山内に離れ申村、殊に御田地は出水懸ニ而秋塞サ早相立候年ハ不殘青立ニ罷成、又早損年ハ出水留り仕ニ付凶荒に罷成<sup>(2)</sup>」という山村の生産力の低さを如實に示している。明治五年と一三年の「産物取調書」<sup>(3)</sup> によつて、明治初期の物産の概況を知ることができるが、第二表はそれを品目別に表示し

(4) 大蔵村農家數

年 度	百姓	(前地) 水呑	計	人口	
享保3	1718	37	27	64	350
延享5	1748	35	15	50	350
寶曆7	1757	38	23	61	
明和7	1770	38	18	56	356
安永8	1779	38	25	63	422
天保5	1834	36	29	65	414
嘉永6	1853	48	18	66	400
明治5	1872			77	497
明治14	1881			84	537

安永8年以來前地を水呑と改稱す。

る。資料の性質上内わの見積りとしても餘剩米を販賣する餘地は、明治初期においては村自體としては殆どなかつたものとなられる。蔬菜の販賣はその位置からみて全く考えられず、ただ僅かに貨幣收得のみちは青苧・生糸・楮・たばこ・薪・桑などの山村特有の産物によるだけであつた。そのうちこの明治初期における最も主要なものは養蚕によるもので、生糸の一九七一圓五〇錢と一六〇四圓の桑葉の販賣は特有産物の八八%を占めていた。

次に農家の戸數と階層を一瞥すると、第四表にみられるよう

(5) 大蔵村農民階層

	享保3	延享5	寶曆12	明和7	安永8	明治2	明治4	明治7
50石以上	0	1	1	1	1	1	1	1
49 — 30	2	2	1	1	1	0	0	0
29 — 10	28	28	26	25	28	24	24	21
10石未満	6	6	8	6	5	40	38	41
無高	27	15	18	18	25		14	14

に幕末までは百姓は三五—三八軒、水呑は一五—二九軒の間を増減しており、總戸数は六〇軒前後に停滞している。そして幕末明治初期以降漸増するという傾向をたどっている。また階層別の點からみても安永期までは殆ど變動がなく、幕末明治初期にいたって一〇石未満の零細農が激増してく

るが、これについては後に考察を加えたい。いずれにせよ中期以降幕末までは農村構成上大きな變化はなく、それは山村の生産力の低さにもとづく未分化を示すものといえよう。ただ延享以降五〇石以上の高持が一戸でてくるのは、ここに考察しようとするところの稲村家であって、寶曆期から急速に土地集積を増大し、明和には九七石餘に達する。しかも村外におけるそれはさらに著しいものがあり、文政三年の屈書によると村外持高が三五〇石餘、居村分と合せて四二六石餘という巨大な集積を

なすのであるが、それは次に述べるように在方荷主としての商業活動、および農民金融等の成果としてもたらされたものであった。

- (1) 「皆済目録」山野邊町中村支所蔵
- (2) 明和五年柴橋役所への「定免願書」右同蔵
- (3) 「年中産物大凡積取調書上帳」右同蔵
- (4) 文政二年稲村家「萬福帳」山形大學所蔵

一一 稲村家最盛期の營業形態

稲村家の由來については、確としたところは分らない。同家の過去帳によると、寛文六年に九一才で歿した稲村備後安房は、山野邊侯の幕賓として二六〇〇疔の手當を給されたとしてあるが、それはともかくとして同家の言い傳えやその他によると庄内方面から近世初頭に移住した土豪系のものらしく推定される。また在方荷主としての營業を開始した時期も明確でないが、現存する萬福帳の最も早いのは享保一八年のものである。だが同家の言い傳えや過去帳によると三代七郎左衛門兼倍が元祿期から始めたとしており、そして同家の質地帳によると元祿五年から村外における土地集積が開始されている點などからみて、一應元祿期の開業と推定して大過はあるまいかと思われる。

在方荷主としての稲村家の最盛は寶曆から寛政にかけてであ

東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産

(6) 元文2年仕入額(一部)

	金額	数量
米	777兩2步	4355俵
	19匁6分3厘	
大豆	167兩2步	1223俵
	42匁3分	
	43文	
漆	290兩1步	
	830文	
小豆	6兩2步	67俵
	458文	
小麥	42兩2步	170俵

り、文政頃より漸次不振におちり、天保期には上方への大量積出しは殆ど停止するまで衰退する。その後幕末には幾分回復して小規模の集荷と積出を断続するという経過をたどっているが、これは集荷機構の變質即ち仲買商人層の成長發展と切り離し得ない関連をもつものである。そしてこれを背後から規定づけるものは農民の商品生産の發展であり、さらには領主権力による生産支配との関連によるものである。

いま元祿から享保期を中心とする寶曆以前を第一期とすると、この期は主要取扱商品においてもまた商品の掌握機構の面においても、次の寶曆から寛政にかけての隆盛期とは著しい相違点を指摘することができる。この第一期の形態を元文二年の萬福帳を例として考察すると、主要取扱商品のうち金額からみて多いのは米で、次に大豆・漆・小麥・小豆である。青苧・紅花も

あるがまだごく僅かである。その外仕切書によつてみると福島糸・米澤糸・たばこなども扱われている。第六表は元文二年の仕入品の一部であるが、米は酒田の藏拂米や米澤米が仕入れられ、大豆・小豆は長崎・藏増方面から、小麥は寺津、漆の一部は米澤方面から仕入れている。このうち小麥の一部は秋田に賣っているが、その他は酒田に下したまでは分るがその後の賣先はつきりしない。精確な總計とは言えないが残された仕切書によると、蠟は延享三年には二八九兩五匁三分の販賣額であり、紅花の延享二年の販賣額は一七九兩二匁一厘である。蠟の賣先は江戸の村上新左衛門(小網町)、山本十兵衛(大傳馬町)、丸屋甚右衛門であり、紅花は京都の池田屋五兵衛、松任屋徳兵衛らへ、青苧は同じく池田屋五兵衛が取引先であった。福島糸や米澤糸の賣先も京都の大家屋庄右衛門、若山屋勘右衛門、ことに多いのは三井家の經營になる和糸絹問屋越後屋喜右衛門で、元文五年には一八八兩一步のほっている。次にそれらの集荷形態をみると、藏米の入札もあるが大部分は、第七表のように至つて小規模な各地に散在した集荷商人によつて廣範圍の地域から集められている。しかもその集荷商人は、いわゆる仲買として獨立した機能をもつものではなく、いずれも稻村家から「買代金」と稱する前渡金を渡されて集荷に當るもので、

(7) 元文2年仲買(手代)への前渡金  
(買代金渡一部)

村名	名前	金額		商品
		兩分	匁分	
澤 大 大 三 寺 五 十 川 山 中 八 ツ 栗 大	衛 兵 清	1.1	7.5	青 苧
	郎 太 庄	7.2		米
	治 平 喜	3.1		米
	衛 兵 權	2.1		米
	七 門 清	9		紅 花
	左 衛 門 吉	20		小 麥
	衛 兵 衛	11.2		米 澤 紅 花
	藏 郎 彌	15		米 蠟
	三 郎 兵	60		蠟
	助 吉 與	81.3	12	蠟
庄 吉 衛	50		木 實	
庄 兵 衛	23		豆	
善 兵 衛	33.1	3	大	

いわば稻村家に直接的に從屬して手代的役割を果すものに過ぎなかつた。したがって後に前金と集荷額を差引決済し、手數料を支拂うという形態であつて、買代金には利子がつけられないことは言うまでもない。以上第一期の營業形態を概観したのであるが、この期は小商品生産者としての農民の發展はきわめて未熟であり、主なる取扱商品は漆・蠟等の自然生的な産物や米・大豆等の生活餘剰品で、いわば自給農業の周邊に觸れる程度のもので、それを内部からつき崩すほど深い結びつきをもつものではなかつたといえる。

次に寶曆から寛政享和にかけての第二期になると、取扱品は青苧と紅花が壓倒的となり、とくに稻村家の場合は青苧が最大の出荷品となる。それはこの地帯における青苧紅花生産の著しい發展と照應するものである。青苧は中世以來産出されていたが、山形領主保科肥後守が寛永年間から領内に青苧役を課しているように、早く近世初頭から領主課税の對象となつて<sup>3)</sup>いる。そして元祿期以降は、村山地帯だけで約八〇〇駄から一、〇〇〇餘駄を出荷し、「當國産他國出荷」の第一位にこそえられていた。これは越後縮や奈良晒、江州越中方面の苧布生産の興隆によって促進されたものであることはいうまでもない<sup>4)</sup>。さらにこの期になると、同じく加工原料ではあるがより商品價值の高い紅花生産が急速に上昇してくる。村山地方の紅花生産額は元祿から享保頃までは四〇〇駄前後であり、寶曆頃になると五・六〇〇駄に上昇し、くだつて明和から寛政期に入ると俗に最上千駄と稱されたように、その年の作柄にもよるが大略一、〇〇〇駄から一、四〇〇駄まで出荷し、著しい増加度を示す<sup>5)</sup>。そして「羽州之儀は雪國ニ付畑方一作ニ而困窮仕候得とも、紅花斗リニ而取續罷有、別而紅花之儀ハ鹿地ニ而生立不宣候間、隨分土地宜敷、御高免之畑地江仕付、紅花一色之助成を

東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産

(8) 享和3年仲買への金融(一部)

村名	氏名	金額
貫津	文七	2727兩 80匁4分 (利34 5 25厘)
荒谷	儀七	408.2兩 16匁25 (利58.2 2 5)
長崎	萬吉	220.3 2朱 (利44)
荷口	新三郎	775.2 10
大寺	喜七郎	423.3 197文
	久四郎	367.2
	彌三郎	257.2 41貫130文
山の邊	六左衛門	50
	彌八	190.
	長八	31.3 2貫500文
杉山	久兵衛	124.3 1貫350文
山形	村居清七	2827 (寛政10)

以、是迄御年貢無滞御上納仕來百姓渡世相送り申候<sup>(6)</sup>というよに農民經濟にとって重要な位置を占めるにいたる。幕領においても「先年菜種不蒔付所近年ニ至格別菜種作出候由粗相聞候。……紅花は舊年より作來候儀ニ而格別之事ニ候、菜種作付之儀は以來相止<sup>(7)</sup>め、菜種作の「賣拂代錢は、多分不益之事ニ而已遣捨候様成行」と貨幣經濟の浸透を警戒し、「麥其外雜穀之類夫食ニ可相成品」の作付を命じているが、農民經濟の破綻を防止し領主への高率貢租を確保するために紅花だけは「格別」として許可している<sup>(7)</sup>。また次の畑谷村の青苧から紅花への作付轉換は、より商品度の高い生産への動向を明瞭に示すものである

う。畑谷村では寛永年間保科肥後守による檢地の時の青苧作付面積は、一町三反一七步であつたが、その後松平下總守時代(慶安元—寛文八)にはさらに二町七畝九步を増し、計三町三反七畝二六步となり、一〇貫七八九文の青苧畑役を上納していた。それが天明八年頃になると、そのうち二町二反二七步は「當時紅花麥作仕付申候」とあるように紅花と麥作に轉換している<sup>(8)</sup>。これは農民の商品生産の進展と、それへの領主的掌握のずれを示すものといえる。こうした紅花作の興隆につれて、山形や谷地などの集荷地に有力な紅花商が成長し、またその下部集荷機構として各地に仲買商の輩出活躍を促してくる。そうした展開につれて従來稻村家に手代的に従屬した集荷商人の成長發展をもたらし、仲買として獨立した機能を發揮するようになってくる。さらに有力な仲買は、一面には稻村を主なる買取問屋とする仲買であるとともに、他面においては機能を擴大して自らが荷主への上昇の傾向を示してくるのである。會津へ漆を出荷している儀七、および仙臺へ蠟を積出している久四郎などはその例であり、ことに山形の村居清七のごときは寛政期になると稻村と對等に谷仲間と稱する荷主仲間を結成するまでに至っている。したがってこの期の仲買は第八表にみるように、前の元文頃とは比較にならないほど大規模に成長し

(9) 稻村家の販賣・仕入額 (一部)

	販 賣		仕 入		
	品 目	数 量	金 額	品 目 数 量	金 額
延享 3	最上蠟	35駄	304兩 2分 56匁36		
安永 4				青苧 31駄	881兩
天明 3	米	773俵			
	大豆	311 "			
	小豆	9 "			
	紅花	5駄			
寛政 6	青苧	35駄		紅花 1217袋	940兩 2 4匁17
寛政10	青苧	126駄			
寛政11	青苧	35駄		大豆 2294俵 大米 286 " 油 177匁	940兩 2 66 " 814文 250 "
寛政12	青苧	62駄			
享和 3	青苧 (日野屋)		4225兩		
享和 4				米澤藏蠟500駄	952兩 3
安政 5				青苧 21駄	1130兩

ている。しかし機能の面においては一應獨立化し大規模になつても、依然として稻村家からの融資に依存する傾向を強度に示しており、いわば稻村家はそれら有力仲買商への融資によって商品掌握をより強化するという形態をとつてくるのである。

したがってこの期の稻村家は、それら仲買たちの集荷した商品を大量に買占めて上方市場に出荷する買次問屋としての機能を有利に發揮し、在方荷主としての最盛期を現出する。この期の融資は、第一期の「買代金渡」とは異つて純然たる貸付となり、

利子がつけられる。即ち荷主稻村家は、それら仲買に對しては一面では金融資本として利子を收得するとともに、他面では買次問屋として集荷權を確保するという二重の經濟的支配關係を強化しているわけである。

つぎにこの期の營業の概略を述べよう。まず集荷品目と地域をみると、青苧は置賜地方では米澤・宮内・長井、村山地方では門傳・山野邊・長崎から、最上川沿岸では宮宿・大谷・左澤と青苧の主要生産地帯である白鷹丘陵の山麓の大部分を掌握しており、さらに下つては天童・貫津から楯岡・大石田までのびている。蠟も殆ど同じ地域である。紅花は山形盆地の各地から、左澤を中心とする最上川溪谷地帯、さらに庄内から仙臺までおよび、ことに寛政期には仙臺方面の紅花商と「最上仙臺紅花仲間」を結成して、

(10) 稻村家との取引問屋

京都	松任屋徳兵衛(紅) 池田屋五兵工(芋) 若山屋勘右工門(糸・芋) 同喜右工門(紅) 藤屋忠兵工(芋) 同嘉兵工、鹽原太郎兵工 日野屋友三(芋) 近江屋宗右工門 越後屋喜右工門(糸)
奈良	加勢屋喜七郎(芋)
高岡	鶯塚屋十右工門(糸・芋)
江州	井筒屋喜助(糸・芋) 網屋喜右工門(芋) 西川源助, 白銀屋陸助, 鶯谷平助
八幡	麻屋久兵工(芋) 大坂屋庄兵工(繰綿買) 西川久左工門(芋)
敦賀	田保孫左工門(たばこ)
江戸	山本十兵工(蠟) 村上新左工門(蠟)
仙臺	中野屋長右工門(蠟) 渡邊半兵工(蠟)

外所在不詳11問屋

仙臺方面からも集荷している。米・大豆はこの期も大量に取扱  
っており、集荷地域はそれらとはほぼ同様である。總じていえば、  
村山一帯の青芋・紅花・蠟・漆・米・大豆、庄内最上地方の紅  
花・大豆、置賜盆地北邊地帯の青芋・木の實などの主要産物は、  
ほとんどそれぞれその地域の仲買をもって集荷されていたことが  
知られる。<sup>(10)</sup> 集荷された商品のうち、上方に出荷するものはすべ  
て最上川を下して、酒田から廻送されたのであるが、最上川の  
船積みは左澤・船町あるいは山野邊・大石田などで、それぞれ

産地の便によっていることは言うまでもない。酒田からの海上  
運送にあたったのは、酒田の材木商として著名な問屋津國屋太  
助<sup>(11)</sup>と大問屋本間與次右衛門<sup>(12)</sup>であった。そして京都には紅花と青  
芋、奈良・江州・高岡には青芋、江戸・仙臺には蠟、會津には  
漆というのが主なる販賣先であつた。

ところでそれらの商品の年間の取引額であるが、仕切の散失と  
いう資料の制約上正確に把握することは不可能であるが、營業規  
模を推察するよすがとして、萬福帳や仕切などによって比較的  
まとまっている販賣額や仕入額を例示してみたのが第九表であ  
る。また稻村家と取引のあつた問屋を地別域に表示したのが第  
一〇表である。米・大豆等の餘剰生産物とみられるものも多い  
が、しかしそれを主とした段階から特産物販賣を主とする段階  
に發展していることがみとられる。

稻村家の商業經營の主體は、勿論こうした買次問屋の面にあ  
つたが、またその歸り荷として上方市場で仕入れ、この地帯の  
農村に販賣した商品の品目と數量も多大にのぼり、それが農民  
經濟に及した役割は觀過し得ない重要なものがある。仕入品の  
主なるものは端物、あるいは綿入・袴・振袖などの古手、蚊張・  
合羽・大奉紙・茶などから、ことに多いのは繰綿・砂糖・鹽等  
である。身銀・鹽引・昆布等一〇數種にのぼる海産物は多く酒

田で仕入れている。上方市場商品の輸入激増は、この第二期經營の著しい特色であり、これは農民の商品生産の上昇にとともに消費經濟の膨張と相應するものとみられる。上方市場で買付け、酒田に着荷すれば大間屋尾關又兵衛に藏入し、必要に應じて最上川を上げ、幾分かは村内において小賣もしたが、大部分は各地の小賣商に却賣するという仕組みであった。明和七年の「鹽茶五十集賣帳」によると、小賣商のいた村は二九ヶ村にわたり、ことに宮(現長井町)・宮内・二井宿など置賜北邊の町場までおよんでいたことは注目される。その外稻村家の賣買したものに農馬がある。馬の仕入経路は分らないが、恐らくはこの地方内の賣買ではなかったかと思われる。

以上概観したように、この期の稻村家の商業經營は、たんに農民の商品生産を掌握したばかりでなく、消費經濟の面をも掌握する深さにまで達したもので、そのことはさらに農民金融とその結果としてもたらされる土地集積の面からもとらえられなければならない。

(1) 稻村家文書は現在山形大學に所藏されている。以下稻村家に關する引用資料はすべてそれによるものであり、註記を省略する。

村山郡青苧紅花積出量

	青	苧	紅	花
元祿 5	129兩 3步 (880文)	駄	138兩 3步 (195貫129文)	
6	172 (653文)	861	128. 1 (370文)	372 7貫200匁
7	207 (734文)	1036	177. 1 (870文)	473 12貫
8	208 (717文)	1041	175. 1 (103文)	467 12貫
9	168 (銀 9分)	841	159 (329文)	439 500匁
10	青紅合 463. 3 (352文)	1091 片馬376貫		306 308貫800匁
11	同 413. 3 (130文)	910 13貫900匁		341 片馬339貫630匁
12	同 444. 3 (432文)	968 17貫400匁		

(2) 森岡美子「荷受問屋資本の生産地投下の諸形態」史學雜誌五九—一  
 (3) 「志戸田村明細帳」(東村山郡史卷之三)には「一、

永式メ八百七拾八文四分。青苧畑役。先年直段茂宣御座候ニ付作り申候節、寛永年中保科肥後守様御代、百姓前銘々青苧畑御吟味上御役錢被仰付其後年々納來申候」とある。また畑谷村の「小物成御尋ニ付書上帳」（東村山郡史卷之三）によると、寛永一六年から課税され、一反に付三百五拾文宛であつたことが分る。

(4) 「山形經濟志料」（袖中雜錄）によると、元祿期の青苧・紅花の積出量は前頁表のように、青苧は八〇〇駄から一〇〇〇駄、紅花は四〇〇駄内外であつた。

奈良晒の最盛期は元祿から享保にかけてであり、年産三・四〇万疋を産出したが以後半減して一四・五万疋に下落するが、これは享保以後近江麻布・越後縮等の他國産に壓倒されたためである。（木村博一「前掲論文」）越後縮はこれと反對に、中期以降次第に興隆して幕末に最盛期を迎える。「小千谷縮布史」（西脇勝次郎）には次のようである。「天明年中ニハ年産額二十万端ニ上り、其全盛時トモ見ラルヘキ嘉永年中ニハ年産額實ニ三十万端ノ多キニ達セリ。」

(5) 今田信一、前掲書

(6) 東村山郡史卷之三、藏增村文書「年恐書付を以申上候」

(7) 東村山郡史卷之三、天明二年、二四〇頁

(8) 東村山郡史卷之三、二六六頁「小物成御尋ニ付書上帳畑谷村」。また同書安永七年原町村明細帳にも「萱村畑方夏作紅花、秋作麥其外大豆多葉粉仕付申候」とある。

(9) 山形の紅花商の名を拾つてみると次のようである。

吉野屋渡邊吉兵衛、市村小二郎、長谷川長吉、佐藤利兵衛、牧谷新兵衛、草刈新兵衛、榎森兼雄、叶内長兵衛、滿壽屋岩淵、石塚庄七、福島治助、山口米藏、渡邊近七、五十嵐キミ、佐藤利右衛門、丹野孝次郎、江川熊治、紅谷久太郎、植屋勘右衛門、高島屋藤左衛門、長谷川吉郎次、笹谷長六、三浦屋權四郎、村居清七、鈴木彦兵衛、高橋伊兵衛、西谷金兵衛、伊藤茂右衛門、柴崎善兵衛、岩瀬屋太惣治、木綿屋喜兵衛、米澤屋勘兵衛、市村屋五郎兵衛、市村屋清右衛門（「最上紅花史料」、川崎浩良「山形市史草案」、山形商業高等學校「最上商人のあしあと」）

これらの商人は勿論紅花専門というわけではなく、青苧・生糸等廣く國産品一般の問屋であつたものが多い。また村居・西谷らは近江商人の土着したものである。

谷地方面の紅花問屋には、丸屋長吉、榎藤右衛門、宇野仁左衛門、西田喜左衛門、元木林兵衛（西里）らがある。

（上野圖書館藏「諸問屋再興調六」および今田信一氏の御教示による。）

(10) 稲村家の仲買人は、本文第八表以外に次の者が数えられる。善兵衛（大塚）、喜右衛門（北作）、四郎左工門（大寺）、鈴木清助（大谷）、源次郎（今平）、森谷彌五兵衛（彌岡）、大兵衛（根際）、伊助（荷口）、吉兵衛（五十川）、太右衛門（築澤）、又三郎（根際）、庄吉（栗木澤）、治兵衛（長崎）、源兵衛（長崎）、彌五右衛門（中山）。居村不詳

のものに、長八、孝七、次左衛門、權三郎、七重郎、丹六、源七、傳兵衛らがある

(11) 阿部正巳「最上川交通漕運史(三)」經濟史研究十三ノ四。

(12) 「酒田市史」上。

### 三 商人質地地主の經營

稻村家の土地所有高が明瞭にわかる最初のもの、寛文一年の檢地帳で田五反二畝二歩、畑五反六畝九歩、計一町八畝一步を所有している。「大蔵村三十六軒屋敷一覽」(明治四五年三月調)によると、寛永二〇年に初代安房は次男九左衛門を分家しているが、この家は後に七右衛門(若年の時は半七)を襲名し、幕末近くまで代々大蔵村の名主を勤め、四四石〇三七四夕(寶曆以降は四四石三〇七四夕)を所持している。また元祿一五年には六右衛門を分家し、二〇石六九二夕を分與している。その外血縁・非血縁分家六軒を支別しているが、何れも文化以降の仕分けである。<sup>1)</sup> 稻村家はこのように多くの分家をだしているが、村内持高は第一一表のように漸次上昇し、さらに村外において江戸中期までは一層急激に集積をおし進めている。これはいずれも質地小作形態をとる商業利潤の投下されたものと

(11) 稻村家の村内持高

年	石
享保3	36.0054
延享5	76.7847
寶曆9	76.7847
明和7	97.3508
安永2	76.8263
文政3	76.694
明治2	89.372

みられる。村外における集積は、早く元祿期から開始され、恰も商業創始期と相

應じている。そして「質流證文」には、「尤御法度之永代賣買ニ而無御座、質物流御百姓代立替候實正明白也」という文言を入れて、形式的合法化をはかっている。「永代賣物帳」(元祿五年より元文二年まで)と「田畑質地帳」(寛保元年より寛政一〇年まで)、によつて各年度の質地取による激しい集積の状況を知ることができる。元祿五年より寛政一〇年までの一〇七年間の總件数は三三四件で、そのうち期限内に請返されたものは一二〇件である。他へ轉賣されたのが二件あり、その外は資料の不備も考慮されるので全部確實には言えないが、大部分は稻村名義の所持高に繰入れられたわけである。耕地の乏しい山村の大蔵村内においては集積にも限度があり、いきおい平野部の隣村に伸張していく。元祿から享保の初期にかけては、まず最も近い高楯に集中し、ついで山野邊から大寺・大塚・反田・三川宿・門傳等の山麓地帯にのび、享保末になると平野部の寺津・長崎・中野目方面から和合・宮宿・大谷などの西方最上川

東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産

(12)

年次	村	名前	地積	立付		立上	
				歩	斗	斗	斗
元祿5	月山堂		町反畝 .8	俵斗升合夕 6.	俵斗升合夕 .1835	俵斗升合夕 5.1165	(地主得分)
正徳3	高橋	四郎右衛門	.226	8.	.1931	7.1069	
寶曆5	北作	左吉	1.710	14'0012	1.2512	12.049	
寛延2	上反田	太次兵衛	1.922	9.	2.2571	6.0429	
明和4	大塚	安兵衛	1.901	10.	4.2256	5.0744	
7	若木	甚右衛門	.6	2.	.14787	1.15213	
7	下反田	傳兵衛	2.020	9.	3.21369	5.08631	
8	下反田	彌平治	.108	5.18	.06785	5.11215	
9	上反田	藤次郎	.604	7.	1.02752	5.27248	
安永1	古楯	久七	1.410	6.	1.2019	4.0981	
2	若木	平藏	1.014	6.25	2.13495	4.11505	
3	若木	與右衛門	.3	2.02958	.14958	1.18	
3	古楯	源左衛門	.210	2.08	.13085	1.24915	
4	下反田	權七	.414	3.2	.17371	3.02615	
4	高橋	長兵衛	.708	4.05	2.0505	1.2995	
4	山野邊	勝之助	.018	2.	.08	1.22	
5	門傳	善六	.016	12.	.0568	11.2432	
8	築澤	次左衛門	.106	4.1	.05787	4.04213	
8	古楯	彌十郎	.803	5.	.19962	4.10038	
天明1	下反田	善十郎	12.005	56.	22.1486	33.1514	
4		小四郎	1.705	10.	4.09202	5.20798	

溪谷地帯まで擴大していく。その活潑さは、商業活動の隆盛と相應ずものであり、商品生産の掌握をとおして農民經濟に波及

した結果に外ならないことを示している。村外持高を精確にとらえることは困難であるが、文政三年の柴橋代官所への届書に

よると、三五〇石餘であり、居村持高の七六石六四九合と合計四二六石六四九合と報告している。

次に質入地の經營をみると、まず負担負擔の面では次の例のように二形式をとっている。若木村の嘉内は寶曆一〇年に六筆計六反四畝二三歩を質入れして質地金一七兩を借り、立付米三六俵半を契約しているが、「右之役引十四俵ツツ。立上請取申候」と註記してあるように、質租（取米・口米・夫米）一四俵を差引いた残りの二俵半を稻村家

が立上米として取得している。<sup>(3)</sup>このように質入主側で貢租諸役を負担し、質地主にはその取得分だけ搬入する形式である。これはいわゆる質地小作の一般的形態である。また寶曆三年三川宿の孫四郎は、五五兩を借りて屋敷田地合せて一町一反二畝二歩を質地としたが、「但諸役此方ニ而勤申候」とあるように貢租は質地主が負擔する形式で、いわゆる名田小作の形態をとるものである。この二形式がどのような經營實態に應じたものか今は明らかにし得ないが、前者の形式が一般的であったようである。質地主の取得分である立上米、即ち質地小作料は債務額に對する利子に相當するとみられるわけであるが、次の例にみるように通常の金融における利子とは比較にならない高率にあたるものであった。明和七年に高橋村の七郎兵衛は二兩一步を借り、上畑六畝二歩を質地に入れたが、その後「辰巳の立上滞り七兩三分重ミ十兩證文」とあるように辰巳二年の立上米が七兩三步に當り、一〇兩の證文に書替えているのである。

次に問題にしななければならないのは、地主の取得分が領主への貢租額に對して壓倒的に多いという點である。これはこの地方の質地の場合の一般的な特色をなしているが、稻村家の場合も例外ではない。第一二表は地積と立付・立上額の明記されたものを例示してみたのである。この表の二一件を集計すると、

貢租分が四六俵一七七四八、地主取得分が一三三俵〇三二一六で、その割合は一對二・八となる。これをもって直ちに生産力の上昇にもとづくものとするのは實態に即しない生産力の過大評價となるであろう。そこで森・長井兩氏は、これをもって高拔質地あるいは頼納であると、しかもそれが後進地帯における質地の一般的形態であると斷じているが、なかにはそうしたものがあつたのは事實だが、總べてがそうであるとは例證の十分さから全面的に斷定することには疑問なしとしない。<sup>(4)</sup>あるいは貢租の高率の割に地積測定が緩和されているとし、そこに封建領主の「寛假作用」をみようとする説にも、直ちには同意し難い。<sup>(5)</sup>おそらくはこの地方の私領天領の小規模領有による錯綜と、私領における領主交替の頻繁さから生じた、土地の領主的掌握の緩慢さにもとづく面も考慮されなければならないのではないかと考えられる。村山地方は山形領をはじめ、多くの小規模な私領の飛地が交錯し、天領もまた柴橋・寒河江・東根に分れ、「羽州村山郡之儀御領御私領寺社領共入込に相成、向々振り分り居り候場所柄ニ御座候間、自然と人氣區々にて」という状態であつた。<sup>(6)</sup>したがって近世初頭から幕末まで一貫した米澤藩や庄内藩のように、度々檢地を勵行して田地の品等を細分化し、耕地の擴大とその上昇する生産力の掌握をゆるみなく

貫徹しようとするほどの強力な領主権力を浸透させえなかった。領主代官の頻繁な交替は、なおざりに舊慣を保持する消極策となり、切添開發等による農民の耕地擴張は緩慢に放置された結果、臺帳面積に對し實面積はるかに大になっている傾向があるのではないかと考えられる理由がある。このことは庄内藩における大山領、米澤藩における高畑二井宿郷の天領復讐騒動からも明らかのように、財政窮迫に促進されて在地情勢への對應を怠らなかつた藩權力の強大な私領における農民および土地の掌握に比して、この地帯のそれは著しい緩慢さを指摘し得るのではないかと考える。そして質地經營を目ざした地主は、とくにそうした田畑をねらつた傾向をみとめることができる。したがって村山地帯は、早く江戸中期から大規模な商人質地地主の成長をもたらし、しかもそれは農民の餘剰生産物からさらに特産物を中心とする商品生産を掌握し、遠隔地市場への商品流通をなす豪農問屋の機能を一層有力に推進し得ることとなるのである。こうした豪農問屋・質地地主の成長は、生産力發展の結果による階層分化から生ずる地主Ⅱ小作制とは異り、未發達な生産力の上にのしかかる封建的收取と貨幣經濟の浸蝕に堪え得ない零細農の土地を、前述のような苛酷な條件をもつて質地小作化していくという形態であつた。かかる豪農問屋商人は、上方

市場の荷受問屋からの前貸金の融通を必要としない「大商人」としての強固な自立性をもつものではあるが、反面この地方におけ豪農商人間の活潑な融資に依存している面も知られている。次にこうして集積された土地の經營管理は、どのようになされたか。しかし商業經濟面の考察を主とする本稿においては、稻村家の地主的側面の分析は後日を期し、ほんの梗概に止めた。まず手作地の經營であるが、寶曆一三年の例によると田畑合せて二町三反二三歩、石高にして三八石七斗四升で、村内持高の約半分が手作されている。稻刈束數からみると、寶曆から文化にかけては六〇〇〇束を前後し、幕末から明治にかけて一五〇〇代に激減しているが、これは次章に考察するように商業經營の衰微、およびそれにとまなう下男下女の奉公人の減少と相應じており、稻村家の衰退の一面を示すものである。商品として換金されるものは青苧だけであり、他の大豆・小豆・そばはすべて自給用とみられる。それらの生産に従事する労働力は、多數の下男下女の奉公人であり、宗門政帳によると「一年奉公」と記されているが、實際は江戸中期までは身代金を前借している質物奉公形態であつた。これらの多勢の奉公人がすべて農業生産に従事したとみるには多すぎ、おそらくは商業經營に主に従事したものである。村内における小作人との結合關

係は、商品の生産と販賣、それにかからむ金融關係と結びついて  
 いるので次章に考察することにするが、村外における質地小作  
 地の管理について簡単にふれよう。

村外小作地の管理は、いわゆる他家（田家）がこれを代行し、  
 他家は小作地および小作人を支配管理し、年末になると立付米  
 を收納して貢租を納付するなどの處理をなす。そして殘餘の地  
 主收得分を保管し、また貸付返済等の事務をとりまとめ、その  
 決算を報告する。山野邊の半兵衛、高橋の稻村七十郎、そのほ  
 か七郎兵衛、權兵衛らの名もみえ、それらの中には鹽その他の  
 販賣をなすものもあつて稻村の商業經營面の出店のような關係  
 をもつものもあつた。また村民の稻村からの金借りの才覺をし  
 たり、保證人になるなど、稻村家の廣汎な機能を各村落におい  
 て代行し、促進させる役割を果たすものであつた。

- (1) 「大蔵村三十六軒屋敷一覽」によると、稻村家の分家  
 はさらに次の六軒がある。稻村七兵衛（文化一五年分家）、  
 稻村七郎次（文化一五年分家）、稻村徳四郎（文化一五年  
 下男與左衛門支別）、長岡榮作（文化頃多田理助分家であ  
 るが稻村支別す）、稻村質之助（安政頃官治分家す）、藤四  
 郎（文化頃下男を支別す）

- (2) 文化三年の萬福帳に案文が控えてある。  
 (3) 「田畑質地帳」によると、御年貢とは取米・口米・夫

米の計即ち貢租分をさす。立上米とは地主の取得分をさし、  
 立付米とは年貢分と立上米の合計をさしている。また立  
 付・立上米を軽減することを立下という。なおこの場合一  
 俵は三斗俵である。

- (4) 森嘉兵衛「近世後期小作料の構造」岩手史學研究一九。  
 長井政太郎・工藤定雄「近世における地主の發達」山形大  
 學紀要人文科學第四號。

- (5) 柏倉亮吉「ある村の地租改正の實證」山形大學史學研  
 究第三・四合併號。

- (6) 東村山郡史 續一、六四頁。

- (7) 「山形縣百姓一發錄」

- 「大山町大滝文書」史料館所藏

- (8) 「山形縣百姓一發錄」

- (9) 次の二例は、無年貢地低年貢地の例であるが、一般に  
 そうした傾向が強く認められる。

「享保六丑年

一、老免之田不殘 乾金拾九兩貳分ニ請取

御年貢御免地 立附五表宛 古楨村新右衛門前」

「一、新畑六畝歩 畑數六枚 長崎藤右工門

野役年ニより三百貳拾文程年ニより高下、外ニ米八升 同村楢南傳兵衛

程立付貳俵一斗此内より上納

庄屋加判なし、野支配人四郎兵衛久作加判也」

(永代賣物帳)

東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産

稲村家の稲刈束数

年次	束
元文 2	3262
寛保 2	3730
寶曆 3	4305
6	5990
9	6110
12	6149
明和 7	4886
寛政 2	6071
10	6437
11	5606
享和 1	5244
3	5696
文化 6	5885
3	1336
慶応 2	1584
明治 6	(35俵103合)

(萬福帳による)

(11)

長井・工藤、前掲論文によると、稲村家は元禄八年本

(10)

森岡美子、前掲論文。

(稲村家文書)

大藤 七郎左工門殿

請人 傳吉

安永二年己三月 若木村扣作主 次郎兵工

(中略)

メ米壹俵貳斗七升壹合七才 扣作申候  
 内 九升壹合七才 若木村郷御藏江上納可仕候  
 殘 壹俵壹斗八升八貴殿江上納可仕候

次の小作證文においては、賃租分九升一合七才に對し地主  
 取得分が一俵一斗八升であるが、小作關係においては高拔  
 を考えることはできない。臺帳面積に對して賃面積が大で  
 あると考えるのが妥當であらう。

「 扣作り申畑之事

一、下屋 貳拾四分 茂助屋敷  
 一、下畑 拾五分 川原田共二  
 一、下畑 壹畝分 ソリ

稲村家手作地の収穫

年次	大豆	小豆	そば	木の實	青 苧	粟	菜種
元文 2				21貫			
寶曆 12					484匁5分 (18兩1分) (358文)		
寛政 10	16俵	8俵	22俵		26兩	2石7斗	
享和 3	18俵05升	5斗	18俵1斗5升	1分500文	618匁4分		
文化 6			12俵	53貫	466匁6分 (3切半 350文)		
文久 3	9俵1斗3升	1俵08升			13貫750匁	4斗9升	
慶應 2							6升

(萬福帳による)

(12) 郷村月布の大泉家から五百兩借りて  
 稲村家の自作の田および畑の収穫は次表のようである。

(13) 稻村家の家族構成を表示すると次のようである。

	家 族		奉公人		馬
	男	女	下男	下女	
享保 3	2人	2人	7人	3人	0疋
延享 5	2	4	12	4	3
寶曆 9	3	3	19	6	3
寶曆 12	3	3	17	6	3
明和 7	4	3	15	5	3
安永 2	2	3	14	5	3
安永 8	4	0	14	5	3
明治 2	4	3	3	1	1

#### 四 幕末衰退期の經營と農家經濟

豪農問屋として、各地に有力な仲買を配備し、特産物の生産を強力に掌握した稻村家も、その第三期即ち文政以降、ことに天保以降の幕末期になると經營體制は大きく變化し、經營規模は著しく縮少衰退する。とともに生産者農民への汲着は深化し、農民經濟との關連は密接になる。そうした變質を直接的にもたらさしめたものは、一には農村仲買商人の自立的發展であり、二には領主の專賣制施行である。そしてまた特産物を中心とする流通過程をして、こうした展開をきたさしめたものは商品生産の著しい發展である。いま商品生産が農民經濟の中にど

のような位置を占めるに至ったかを直接にとらえる資料は甚だ乏しいのであるが、二、三の例をあげてみよう。「最上紅花史料」に例示された、本木村林兵衛の弘化四、五年の紅花仕入帳によると、金額にして最高を占めるのは三九兩であり、總數九九戸（記載分）の一戸平均は四兩と三六二文餘に當っている。また安政二年天童織田藩が紅花專賣施行に際し、「紅花時付書上帳」を「小前一回不殘印形」の上差出させているが、北目村（現山野邊町北垣）の場合は百姓四五軒中紅花を時付けたのは二二軒である。時付面積は計三一俵二斗五升場で、一戸平均一俵一斗六升場餘に當る。これらの例は、百姓の經營規模と正確に照應できないのであるが、かなり廣汎に紅花作付が普及している概況は知ることができるであろう。さらに農家經濟に占める紅花生産の位置を知りうる例として、次の藤四郎家をあげることができる。

成生村大清水（現天童町）の細矢藤四郎家は、安政六年の持高は二四石七斗六升で反別は不詳であるが田畑合せて二町歩餘と推定される中農である。文久二年から明治九年に及ぶ一五年間の田畑の收穫を記した、「百姓働キ物見覺帳」によって細矢家の紅花生産をみると、第一三表のように一一兩から三八兩の間を上下しており、毎年貨幣化される作物中の第一位を占めて

(13) 細矢家の紅花生産

	花		金額
	摘	金	
文久 2	69 530	21 2	
3	66 330		
元治 1	63 700		
慶應 1	77 850	27	
4	(以下千花) 7	11	
明治 2	9 800	38 1	
3	5 700	11 2	
4	6 500	27	
5		22 3	
6	6 200	18 1	
8	6 100		

いる。いま比較的金額の判明する慶應元年の分を例にとると、大麥二三俵、小麥五俵、菜種五叭、大豆二〇俵、紅花七七貫八五〇双(生花)、小豆は四俵である。米はこの年は記されていないが例年六一俵から八七俵の間を上下しており、平均七一俵餘にあたる。大麥だけは自家飯米用とされたためか代價が記されていないが、その他は單價が明記されているのでその金額をみると、小麥は四兩三歩三朱、菜種は一〇兩、大豆は一七兩二歩、小豆は三兩二歩で、紅花は二七兩である。米はそのうち三〇俵前後が自家飯米分で、賃租分を差引いて一〇俵内外を賣拂うのが例であるから、かりにこの年の賣拂分を一〇俵とみると一兩である。このように紅花は細矢家の貨幣収入の實に三六・八%に當る重要な位置を占めているのである。

つぎに幕末になってあらたに興隆してくるのは養蠶である。これは米澤藩における寛政以降の殖産興業の一環としてなされた養蠶奨励の結果、とくに置賜盆地の北邊北條郷から下長井郷にかけて著しい興隆がみられ、それが次第に北漸して村山地方に波及してくるのである。ことに安政開港後の値上りに刺戟されて急速に普及し、「嘉永度安政のはじめ頃迄にて遂に紅花はすたれ、養蠶追々繁昌して諸勘定仕拂等は皆蠶に負せる事となり」という記述もあながち誇張ではなかったことは、後の前貸金の考察にみるとおりである。しかしまた専用桑園の經營は未發達であつたとみられ、また自家製糸の段階に止まっている程度であつた。

このような農民の商品生産の發展は、長く獨占的とも言うべき商品掌握を確保してきた稻村家の問屋經營を内部から分裂崩壊させることとなつた。それは仲買商人の自立化、即ち獨立荷主への成長という形態をとつてこれまでの稻村家の商圏を分割奪取していくのである。その二、三の例をあげると、大寺村(現山野邊町)の高橋久四郎家<sup>5)</sup>は、古くから稻村家の有力な仲買で蠶・紅花・小豆等の集荷にあつてしたが、寛政ごろから次第に自立化の傾向をみせ、文政期以降になると専ら獨立荷主としての機能を活潑に營むようになる。その取扱品目は紅花・蠶・

水油・木の實・荏などであり、大石田から庄司清吉の船に積んで酒田に下し、酒田の船問屋酒屋長八・大沼平八らの船をもって京都に上せており、紅花の賣先は京都の荷受問屋西屋新藏であった。またその歸り荷として砂糖・金平糖・繰綿、あるいは輪島塗物・佛壇・小間物等を仕入れている。集荷形態は、自ら直接前貸制によって集めるとともに、白岩の伊惣治、藏増の櫻井重郎兵衛、同儀三郎らの小仲買を通じて集荷している。儀三郎は重郎兵衛の分家で二畝一六歩の屋敷をもっているに過ぎないが、本家の重郎兵衛は文化一〇年には一町四反餘、高にして二七石餘を所持している。それが弘化三年には五町九反餘（五四石餘）に増大し、そして百姓代に昇格し、さらに明治五年頃には一七一俵餘の立附米を收得する地主に成長している。また高橋久四郎の明治五年頃の立附米は一六〇俵三斗二升であり、これらの例によってかれ等農村の小荷主・仲買、いうところの農村商人の村落における位置を知ることができるであろう。また同じく仲買から獨立した大谷村の鈴木清助は、最上川溪谷の山村地帯の青芋を一手に握る著名な青芋商となり、明治初期には五五八俵餘の立附米をもつ中位の地主に成長している。さらに大きな發展をなしたのは山形の村居清七で、これは寛政ごろまではさきの第八表にみるように金額の大きさからみても、ま

た集荷地域の廣さからみても稻村家最大の仲買で、一面獨立荷主として活動し、後には遙かに稻村家を凌いで山形きつての大問屋に成長していく。それは山形領主水野家の御用達という領主権力との共生關係によるもので、その點次章に考察するように代官支配の幕領に屬していたため強力な領主権力との連繫をもち得なかつた稻村家の衰退と甚だ對象的である。

ところで、商品生産の興隆は農民經濟をして必然的にそれへの依存度をたかめることとなり、一方小荷主問屋商人の抬頭はその生産支配意欲と相應じて、前貸形態を商品集荷の一般的形式化していく。稻村家の農民金融の實態から、そうした動向を考察してみよう。この地方の農民の金融手段には、相對貸のほかは田畑書入、放下人、身代金（奉公）の三形態がおこなわれている。このうち放下人という特殊な方法について附言すると、これはつまるところ人身を擔保とする金融の一形態で、質物奉公と同様の契約をしながらべつに勞働力を拘束しないで自家生産に従事することを容認する形態である。それは勞働力の拘束提供は自家勞働力の不足となり、再生産の破綻をきたし却つて借金返済が不能になるという借主側の事情と、また金主側においても必ずしもその勞働力を必要としない状態にあるという場合の、兩者間の金錢貸借における人身擔保の形式なのである。

(14) 大蔵村放下人・奉公人の雇傭・放出表

	寶 曆 9				明 和 7				
	持高	雇傭 數	放出 數	放下人	持高	雇傭 數	放出 數	放下人	
50石以上	1	25			1	20			
49 — 40	1	5			1	6			
39 — 30	1	10			0	0			
29 — 20	10	6	1	1	3	2	1	1	
19 — 10	16	5	1	5	5	17	3	3	
10石未滿	7	2		1	6	1		1	
無 高	21		6	1	4	21	11	1	
計	57	53	8	8	12	57	36	15	
				寶曆 12	寶曆 5			明和 7	明和 5

下人の放出數は村外分だけで、この外村内には寶曆9年には27名、明和7年には18名あるが、宗門帳によつては出身階層が不明である。  
放下人の金主は稲村家1軒分だけである。

したがって第一四表にみられるよらに、概していへば下人を放出するのは無高水呑層であり、放下人による金融形態をとるのは一〇—二〇石代の中層農民である。つぎに第一五表によつて農民の金融形態の變化をみると、田畑書入、放下人、身代の形態は何れも時代が下るにつれて減少し、代つて増加するのは絹糸・青苧の前貸形態である。「返済の儀は來丑之手取之絹糸不

規定することはできないが、これによつていちはおう言えること  
は一〇石未滿の零細農にも小規模ながら廣く、絹糸青苧の生産  
がおおこなわれていること、然も前貸制で生産を支配されてい  
るのはこれら零細農が最も多いということである。さらに米買  
代の借入、あるいは現米の借用などによつて日常生活の全面ま  
で深く依存する傾向をつよくもっていることである。そして注

殘差上、時の直段を以御買取被下右代金を以元利急度  
返済可仕候、……爲後日絹糸前金借用證文如件」とい  
う前金證文を以て借用するのである。いうまでもな  
く問屋はこの形態によつて、金融上の利子とともに生  
産を確實に掌握するわけであるが、この前貸制はよう  
やく文化頃からみられ、さかんになるのは幕末期であ  
る。文久三年には絹糸青苧の前貸は三二件であるが、  
慶應二年には七六件に増加する。これを農民階層別に  
考察すると、資料の關係上大蔵村に限られるが、文久  
三年の例によると一〇石以下の零細農の前貸は一〇件  
の三五兩餘、一〇石以上の層においては三件の二六兩  
三步である。また慶應二年には一〇石未滿では一七件  
の一〇九兩二步餘、一〇石以上では四件の一三九兩二  
步となっている。所有石高だけによつては經營規模を

(15) 稲村家の金融形態の變遷

	總件數	田畑 書入	放 下 人	身代	金 融	
元文 2	224	6	17	10	1016兩15厘 380匁 281貫279文	
寶曆 12	181	11	33	1	853兩2朱 182匁1分 73貫421文	
享和 3	196	1	21	12	1066兩2步8朱 65匁9分 23貫120文	薦 賣 迄 1 件 青 亭 前 金 2 件
文化 5	166	3	1	7	818兩3步 16匁3分 9貫800文	桑 場 迄 1 件 青 亭 前 金 2 件
文久 3	113	ナシ	4	ナシ	450兩1步7朱 7貫775文	精 糸 金 22 件 青 亭 前 金 10 件 (借 用 事 由) 桑 米 買 代 代 金 9 匁 上 買 納 金 4 匁 7 匁
慶應 2	202	3	4	ナシ	1073兩2步 68朱 2貫760文	精 糸 金 41 件 青 亭 前 金 35 匁 (借 用 事 由) 桑 米 買 代 代 金 12 匁 上 買 納 金 9 匁 2 匁 6 匁

目されるのは、無高水呑層では前貸をうけているのはたった二軒であり、しかもこの二軒は安政六年の「御救金窮人割合帳」によると最下層の極窮人ではなく、それよりも體のよい窮人層のものであった。つまり無高困窮者は商品生産およびそれによる金融の面でも殆ど遮断されていたことである。そして第一六

態におかれていた。さらに一〇石以上の村落の主要構成層に對しても、小作・金融をもってその三分の一を支配するという、まさにいうところの村落君主の強固な地盤をつくり上げていたのである。稲村家は幕末まで一度も村役人にはなっていないが、名主を分家の七右衛門家に一任して商業經營に専念し、その經

(16) 稲村家と大蔵村内の小作金融關係

	無高	10石 未滿	10石 以上
總數	18	40	25
小作	18	12	6
前金融	7	15	8

表によつて分るよ  
うに幕末期の無  
高層一八戸は、  
總べて大なり小  
なりひとしく稻  
村家の小作人で  
あったことは、

稲村家の大蔵村における支配構造を興味深く露呈するものである。即ち無高水呑層は、すべて稲村家（のみとは限らないが）の小作人として親方―小方關係の連結をもつて零細經營をかううじて保持し、また一〇石未滿の小規模經營者、あるいは一〇以上の中農層においても約三分の一は小作人として、あるいは前貸金融をもつてその小規模經營を補充する庇護を脱し得ない状態におかれていた。

(18) 分家にさいしての土地分割

12,205	5,9
	6,215
14,862	6,082
	4,954
	3,826
20,745	13,814
	6,93
44,014	19,274
	13,355
	11,385
12,555	5,248
	7,307
14,239	10,613
	3,626
16,074	10,716
	5,358
21,087	10,545
	3,514
	3,514
	3,514
22,06	14,861
	7,199
21,149	14,099
	3,525
	3,525
13,139	8,882
	4,311
18,883	12,584
	6,299

(17) 幕末期大蔵村の土地移動内訳

	天保期 高持	元高 維持	増加	分家出 賣	却 細化	明治2 年持高
50石以上	1		1			1
49 — 40	1			1		
39 — 30	0					
29 — 20	8	1		4	3	3
19 — 10	18	2	5	7	10	21
10石未満	8	3	2		3	40
計	36	6	8	12	16	65

濟的支配力をもって村役以上の別格に位していたのである。そして商品生産の發展によつて促進された農民階層の分化は、このような支配體制を一層好都合に展開させたといえるであらう。

明治二年八月に調査された「田畑惣高改並取米小前帳」は、天保以降幕末約三〇年間の土地移動を判明ならしめるものであるが、それを整理したのが第一七表である。仕分(分家)賣却に よつて細分化し、零細化するのは一〇石以上の中農層に最も多く、そして一〇石前後から一〇石未満の零細農を急激に析出している。ここでは中農層の減少は、零細農の激増という傾向を顯著に打出している。しかし、この零細農の激増は必ずしも總べてが窮迫による生産手段の喪失という結果ではなく、分家による細分化が一二件もあることは注目される。天保期の持高を明治二年まで保持し、又は所持高を増加させているのも一〇石前後以下の層に多く、幕末期の戸數の増加がこれまでの停滞性を破つて急騰するのは、商品生産の發展によつて零細經營を可能にしている面が考えられるべきであらう。なお分家にさいしての土地の分割について一言ふれておくと、分家はすべて血縁分家であり、土地は均分ではなく、第一八表のように例外もみられるが一般に本家が比較的多く保持している。分家は本家の約半分というものが多く、二三男以下は大差がなく全く均分されているのが二例ある。

特産物を中心とする遠隔地間の商品流通によってひきおこされた貨幣經濟の深化と、農民階層の分化は、稻村家が衰退した明治初期においてなお田畑一〇町四反餘、山林原野三一町餘を所持し、さらに用水溜井六ヶ所を掌握していることと、<sup>(10)</sup>以上の考察によって歸結できるように、共同體の解體を促すことなく却って地主小作制と金融支配をもって、その再編強化を結果せしめたというべきであろう。また度々の凶作饑饉にさいしては貧民救濟をなして代官所から表賞され、苗字帶刀を許されているが、これは零細農との對立を緩和するとともに他面には支配權力との連繫によって村落支配をより強化する役割を果たしたものと見えよう。

- (1) 山野邊町北垣、武田泰造氏所藏
  - (2) 天童町大清水、細矢藤四郎氏所藏。
  - 丸山茂「幕末前後に於ける細矢家の農業經營」山形史學會例會發表。
  - (3) 拙稿「米澤藩における寛政改革」史潮五四號。
  - (4) 「上山町史」
  - (5) 武田泰造氏所藏「高橋久四郎文書」
  - (6) 天童町藏増支所藏「藏増村文書」
- 立附米は「區々邸々立附米百俵以上所有人名錄」(西村山郡河北町、堀米實氏所藏)による。これは明治八年と記し

てあるが、この調査の次第をみると、地券交附の下調査として明治五年一〇月晦日までに提出されたものの集計であり、したがって明治五年頃の實態を示すものとみられる。「明治五年申年山形縣御廻狀書日下惠帳」山野邊町大藏支所藏)

- (7) 今田信一「近世實物奉公人の實態」。長岡昭一「放下人制度慣行の本質」山形大學史學研究三、四合併號。
- (8) 山野邊町中村支所藏。
- (9) 同前
- (10) 同前「田畑立附米書上帳」
- (11) 東村山郡史卷之四寛政五年。

## 五 商品生産の領主的掌握と稻村家の衰退

幕末期の稻村家は、村内においては強固な地盤を依然として保持してはいるが、商業經營の面においては急速に衰退し、村外における所有地も大部分は放棄するに至る。これは一には前述のように仲買の獨立荷主化によるものであり、さらに主要な因となったものは領主權力による專賣制施行によるものである。左澤を中心とする最上川溪谷の青学生産地帯が、左澤藩の文政三年以來の青芋專賣によつた押えられ、また安政二年からは天童織田藩の紅花專賣によつて村山地帯の一部が封鎖されたことは大きな打撃であつたとみられる。商品生産の發展に對する領

主的對應は、初期においては生産物地代を保持するために農民の自然經濟を維持しようとして作付を制限し、農民の商人化を抑制するなどの手段をもって封建反動的禁令を繰返すのが一般である。しかし反面には封建貢租を確保するために農家經濟を補充するものとして、特殊商品作物の栽培を奨励しなければならぬ矛盾をもっている。この地帯においても先にふれたように稗種その他を禁止しながら、紅花だけを許可していることはそうした矛盾を示している。さらに領主財政の窮迫が深刻化するにつれて直接に商品生産を掌握する專賣制の施行を餘儀なくされ、農民の商品生産を領主的商品經濟に汲收することになる。そしてここに發展を豫約されるのは、藩權力と連繫し得た問屋資本のみとなる。

左澤藩における青苧專賣は、生産者から集荷は「郷方青苧仲買人」に委託し、仲買の手によって藩と特約した加州高岡の寶屋彌三右衛門へ販賣するという間接專賣制であった。「越苧」「拔賣・拔買」を禁じ、仲買人を宿先立で案内して戸毎に買取らせ、もし他越するものを見付けたら見咎めた者に與えるという禁令を發している。領主專賣制は、生産者側の前金要求に應じた仲買・問屋の前資金制と對抗して、「前金等望之者有之候ハハ貸渡候旨願出候間其通り申付候」というように藩權力を通

じて上方問屋資本を直接生産者に投下する形態をとってくる。

また天童藩における紅花專賣は、「御身帶向御基相立御勝手道御引直」というように窮迫した藩財政の救済をあらわに明示し、「御領内一統深く御爲を存じ全く出精取斗」うようにと説輪して、江戸大傳馬町の諸色問屋馬込勘解由に一手販賣を委託するものであった。<sup>(2)</sup> 大庄屋並に添役・惣御用達を廻村させ、小前一同から請印をとり、紅花の蒔付面積を書上させて生産支配を徹底している。「先方より金子爲差出前金貸被下候」というように前貸制をとっていることは左澤藩の場合と同様であった。このとき國産紅花御用向頭取に任命されたのは、天童町方の商人工藤六兵衛・仲野眞子七の兩人である。工藤家は享和元年の凶作に際し、米價引下を要求して勃發した村山郡一帯の百姓騒動のとき、「家土蔵其外諸道具不殘打破り衣類等夥敷切さかれ」<sup>(3)</sup> たように、早くから穀屋と金融をもつて資本を蓄積した商人である。そして幕末期には、京都の近江屋佐助と取引する紅花商であり、御用係任命によって中小性格・一五人扶持と苗字帶刀を許され、仲町名主を仰付けられている。<sup>(4)</sup> また仲野家は酒造金融業をもつて、幕末以來急速に土地集積に乗り出した家であり、共に度々藩への獻金を課されている。

天童藩が紅花專賣を實施した背後には、また當時の上方市場

と江戸市場の間屋間の對抗と、さらに生産地における在郷荷主と町方商人との商品掌握をめぐる抗争があった。即ち上方商人が「奥州へ出買いたし相場買荒」「國中買集め、直段相場を上方商人に被糺上」るため「作り方之人氣も不宣様」になったので、「不同の直段糺に買集方行屈、御領主益筋にも相成」るよう「國盗仕法相立」るよう町方商人が策動したことが一つの契機をなすものであった。<sup>(5)</sup>これは上方商人と連結している在方荷主との對抗を、領主権力をバックにして排除し、領内の獨占的集荷權を握ろうとする町方特權商人の動きであったことは明瞭である。いわば在方荷主、仲買の發展に脅かされ、領主権力との連繫をよぎなくされた町方小特權商人の動向とみるべきであらう。これはまた同時に、株仲間再興後の江戸荷受問屋が江戸打越荷物を禁止して、關東奥羽の商品を掌握しようとした動向と相應するものであった。專賣制のその後の實態は明らかでないが、ともあれ仲野・工藤兩家のその後の順調な發展は、彼等特權商人に有利に展開したことを示しているとみられ、明治五年ごろには工藤家は三五三俵餘、仲野家は五二〇俵餘の立附米を收得する地主に成長している。

弘化二年に入部した山形藩の水野家は、專賣制施行の意圖をつよくもちながらもついに實施するに至らなかつたとみられる

が、それは山形町方問屋は何れも大規模な確固たる地盤をもつ大商人であったことによるものであらう。<sup>(6)</sup>彼等は商團支配には領主権力を必要としないほど成長しており、領主財政のためは專賣にはむしろ抵抗の態度を示している。領主側もそれら商人を御用達として利用することが有利と判断されたことによるものであらう。村居清七、長谷川吉郎次、長谷川吉内、佐藤理兵衛、福島治助、佐藤久太郎、佐藤利右衛門、三浦權四郎ら八名の御御用達は、何れも元方荷主として公認された有力な紅花商であり、その外青芋・生糸等の大問屋であった。水野藩はさらに四名を臨時御用達に任命して、多額の御用金を賦課しており、これらは專賣にひとしい實益をもたらしたものであらう。即ち水野藩の政策は、御用商人の範圍を擴大し問屋商人資本を廣汎に掌握して、そこに領主財政の基盤を据えようとするもので、商品生産の發展の上に比重をかけようとすることは同様であった。<sup>(7)</sup>したがってこれら特權商人層の質地取地主化の傾向は、幕末以來急激に發展しており、明治初期山形町内における最大の地主は一、三五八俵餘をもつ村居清七で、一、〇九九俵餘の長谷川吉郎次は第二位を占めている。

(1) 「山形縣史三」、「西村山郡史」

(2) 武田泰造氏所藏文書

(3) 「山形縣百姓一揆録」

(4) 天童町、工藤六兵衛氏所蔵。工藤家が紅花商を營んだ時期は明瞭でないが、天保一二年の仕切書が残っている。

また御用係任命のときの「被仰出」には「其方儀紅花之儀者格別巧者の旨達御聞」とある。工藤家は明治に入ると戸長、地券検査御用、徴兵議員、官省札並兌換證券引換申請取扱等を経て、一七年には縣會議員となる。(工藤家文書)。

(5) 上野圖書館所蔵「諸問屋再興調十三」

(6) 「山形經濟志料」

安孫子麟「江戸中期における商品流通をめぐる對抗」(經濟學三二號)。

(7) 東京都立大學附屬圖書館所蔵「水野家文書」(舊御用差並臨時御用差名簿)、「元拂勘定帳」

あとがき

以上、豪農問屋として、多くの仲買を配下にして、廣範圍の生産地帯の特産物商品の流通を強力に支配した稻村家が、幕末期のより一層の生産の發展期のうち衰退する過程を追求してきたわけである。こうした稻村家の後退をよぎなくさせたものは、一つは商品生産の發展にもなう在方荷主の成長であり、さらには財政窮迫に集中的に表現される封建支配の弛緩を再編強化しようとする、領主的對應による專賣制施行の影響による

ものであったことを實證しえたわけである。このことは換言すれば、特産物を中心とする隔地間の商品流通市場の變質に對應しえなかつたことを示すものであろう。特産物市場の具體的な分析は、本稿においては資料の制約上専ら山村という特殊な基盤にたつ大蔵村のみに限られることになったので、ここに考察した諸點は特殊な制限をもつものである。より積極的な考察の場は、平野部の田畑作地帯の農村にあって、その點は今後の課題としたい。

(一九五五、一一、五)